

報道関係者 各位

令和3年12月21日

【照会先】

人材開発統括官付

技能実習業務指導室

室長 渡部 幸一郎

適正化指導専門官 小路 規与

(代表電話) 03(5253)1111(内線)5879

(直通電話) 03(3595)3395

技能実習法に基づく行政処分等を行いました

出入国在留管理庁と厚生労働省は、令和3年12月21日付けで、株式会社ありがとうサービス、上野 東一、澤井建設株式会社、株式会社JAC、株式会社GWE、株式会社匠組、樽本 晃、翼工業株式会社、有限会社中七商店、有限会社ニード、有限会社ノデリカ、有限会社フロム・ワン及び森田 浩一に対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。

詳細は、下記のとおりです。

記

<技能実習計画の認定の取消しの内容（詳細は別紙1から別紙13）>

- 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - 株式会社ありがとうサービス（代表取締役 井本 雅之）
 - 上野 東一
 - 澤井建設株式会社（代表取締役 澤井 斉）
 - 株式会社JAC（代表取締役 馬場 秀和）
 - 株式会社GWE（代表取締役 毛利 直彦）
 - 株式会社匠組（代表取締役 水越 恭史）
 - 樽本 晃
 - 翼工業株式会社（代表取締役 原田 勝彦、代表取締役 中尾 敏彦）
 - 有限会社中七商店（代表取締役 中西 幸雄）
 - 有限会社ニード（代表取締役 川松 和久）
 - 有限会社ノデリカ（代表取締役 神野 真美）
 - 有限会社フロム・ワン（代表取締役 榎原 義二）
 - 森田 浩一

2 処分等内容

[1(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(12)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年12月21日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (3)、(9)、(11)、(13)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 12 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (7)、(8)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 3 年 12 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (10)に対する処分等内容]

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 3 年 12 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 別紙 1 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社ありがとうサービス)
- 別紙 2 技能実習計画の認定の取消しの内容 (上野 東一)
- 別紙 3 技能実習計画の認定の取消しの内容 (澤井建設株式会社)
- 別紙 4 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社 J A C)
- 別紙 5 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社 G W E)
- 別紙 6 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社匠組)
- 別紙 7 技能実習計画の認定の取消しの内容 (樽本 晃)
- 別紙 8 技能実習計画の認定の取消しの内容 (翼工業株式会社)
- 別紙 9 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社中七商店)
- 別紙 10 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社ニード)
- 別紙 11 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社ノデリカ)
- 別紙 12 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社フロム・ワン)
- 別紙 13 技能実習計画の認定の取消しの内容 (森田 浩一)
- 別紙 14 参照条文